

別表1

事業実施計画の内容	事業実施主体	認定要件
<p>園芸作物サプライチェーン強化計画により連携協議会および構成機関が取り組む、生産量及び販売額の増大を図るための取組内容及び園芸生産施設、機械等の整備計画等について記載するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化計画を策定し、知事の認定を受けている連携協議会</li> <li>・上記連携協議会の構成組織のうち下記に該当する構成組織<sup>※1</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業法人<sup>※2</sup></li> <li>(2) その他営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）</li> <li>(3) 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合</li> <li>(4) 全国農業協同組合連合会宮城県本部</li> <li>(5) 上記に掲げるもののほか、強化計画を達成するために、知事が適当と認めた実需・流通業を営む中小企業者<sup>※3</sup></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画の内容が認定を受けた強化計画の内容と著しいかい離がないこと。</li> <li>・事業期間、取組内容及び事業実施主体の経営状況が妥当であること。</li> </ul>

※1 いずれも宮城県内に本店（主たる営業所）を有する者。

※2 この事業において「農業法人」とは、事業として農業を営む株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人とする。

※3 この事業において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業